

電子マニフェスト登録・報告期限の改正について

排出事業者は廃棄物を引き渡した後3日以内にマニフェストを登録することが必要です。同様に、運搬業者・処分業者は運搬・処分終了後3日以内に運搬・処分終了報告をすることが求められています。

今回の改正では、利用者の負担を軽減するため、2019年4月より登録・報告期限の3日以内に土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を含めないこととなります。

ただし、登録・報告もれや期限の超過を防ぐために速やかに登録・報告することが推奨されます。

運用事例

ケース 1：金曜日に廃棄物を引渡しした場合

土日は3日間の期間に含まれないため、水曜日までに登録してください。

← 登録期間 →							
金曜日 ★引渡し日	土曜日	日曜日	月曜日 (1日目)	火曜日 (2日目)	水曜日 (3日目)	木曜日	

ケース 2：金曜日に廃棄物を引渡し、火曜日が祝日の場合

土、日、祝日は3日間の期間に含まれないため、木曜日までに登録してください。

← 登録期間 →							
金曜日 ★引渡し日	土曜日	日曜日	月曜日 (1日目)	火曜日 (祝日)	水曜日 (2日目)	木曜日 (3日目)	

※廃棄物の引渡し日はこれまでと変わらず3日以内には含まれません。

【関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の5、同法施行規則第8条の31の6、第8条の34、第8条の34の3】